
プロジェクト リスク軽減会計**項目 本日の審議の概要**

本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会においてご審議頂く事項の概要について説明することを目的としている。

IASB 公開草案「リスク軽減会計 — IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」への対応**(これまでの経緯)**

2. 国際会計基準審議会（IASB）は、2025 年 12 月 3 日に公開草案「リスク軽減会計 — IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下「リスク軽減会計に関する公開草案」という。）を公表している（コメント期限：2026 年 11 月 30 日）。
3. 第 569 回企業会計基準委員会等¹では、リスク軽減会計に関する公開草案の概要を紹介した。この際、IASB が企業の動的リスク管理（マクロヘッジ）に関する課題の解決を目指している理由の明確化やマクロヘッジに関する IASB の過去の議論を整理することがよいといった意見が聞かれた。これらの意見を踏まえ、第 254 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 21 日開催）では、IASB におけるマクロヘッジの基準開発の経緯を紹介した²。
4. 第 576 回企業会計基準委員会等³では、リスク軽減会計に関する公開草案に対するコメント・レターにおける対応方針案について、ご意見を伺った。

(本日の審議事項)

5. 本日は、リスク軽減会計に関する公開草案に対するコメント・レターの文案について、ご意見を伺うことを予定している（審議事項(3)-2）。

¹ 第 569 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 3 日開催）及び第 249 回金融商品専門委員会（2026 年 2 月 2 日開催）を合わせて「第 569 回企業会計基準委員会等」という。

² 詳細は、別紙参照のこと。

³ 第 576 回企業会計基準委員会（2026 年 5 月 14 日開催）、第 42 回保険契約専門委員会（2026 年 5 月 19 日開催）及び第 256 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 25 日開催）を合わせて「第 576 回企業会計基準委員会等」という。

審議事項(3)-1

6. なお、リスク軽減会計に関する公開草案に対するコメント・レターの文案について、第 585 回企業会計基準委員会(2026 年 10 月 5 日開催)で聞かれた意見は審議事項(3)-3 で、第 46 回保険契約専門委員会(2026 年 10 月 13 日開催)で聞かれた意見は審議事項(3)-4 で、第 263 回金融商品専門委員会(2026 年 10 月 14 日開催)で聞かれた意見は審議事項(3)-5 で示している。

以 上

別紙：IASBにおけるマクロヘッジの基準開発の経緯

基準開発に着手することとなった背景

1. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）では、金融資産又は金融負債のポートフォリオの金利エクスポージャーの公正価値ヘッジ（以下「ポートフォリオ公正価値ヘッジ」という。）が認められている。ポートフォリオ公正価値ヘッジとは、銀行等における金利リスク管理を踏まえ、個々の商品（契約）ではなくポートフォリオに含まれる金利エクスポージャーを金利改定期間ごとに区分した上で、その金利リスク部分のみをヘッジ対象とする特例的な公正価値ヘッジである。
2. 前項のポートフォリオ公正価値ヘッジについて、欧州委員会 (European Commission) は、IASB と銀行業界の間での議論が完了していなかったものの、EU 域内の資本市場に上場する企業への IFRS 会計基準の強制適用が間近であったことなどを踏まえ、欧州の銀行監督当局によって認められているリスク管理手法の継続を妨げる次の事項に関する定めをカーブアウト⁴した上で、IAS 第 39 号を採用することとしたとされている（欧州委員会規則第 2086/2004 号⁵）⁶。
 - (1) コア預金ポートフォリオに対するヘッジ会計の適用を妨げる定め
 - (2) 期限前償還リスクを金利リスクと同一視する (assimilate) ことを妨げる定め
3. 前項の論点に関連し、IASB はワーキング・グループを設置し、欧州銀行連盟 (European Banking Federation: EBF) が提案した金利マージン・ヘッジ⁷（以下「IMH モデル」という。）を IAS 第 39 号に取り入れるかどうかについての検討を行っていると言われていた（欧州委員会規則第 2086/2004 号）。

⁴ EU においてカーブアウトされている具体的な箇所（2008 年 1 月 1 日時点）について、大手会計事務所より分析が示されている。詳細はリンク先を参照いただきたい。

https://viewpoint.pwc.com/dt/gx/en/iasb/standards/assets/ias_39_carve_out.pdf

⁵ <https://www.legislation.gov.uk/eur/2004/2086/data.xht?view=snippet&wrap=true>

⁶ 2009 年 9 月の IASB ボード会議 AP15 において、EU におけるカーブアウトは、「ポートフォリオ公正価値ヘッジの要求事項は、資産と負債の管理 (Asset/Liability Management: ALM) 及び会計システムの双方において不釣り合いでコストのかかる変更を銀行に強いることとなり、望ましくない変動性を生じさせるであろうという、一部の欧州銀行からの批判を反映したものである」と述べられている。

⁷ 金利マージン・ヘッジ (Interest Margin Hedging) とは、銀行が実施している資産と負債の管理 (ALM) を踏まえ、資産と負債のミスマッチによるエクスポージャーを低減し、金利マージンを固定化することで金利マージンの変動性を低減することを目的としたモデルであるとされている（2006 年 12 月 IASB ボード会議 AP9）。詳細はリンク先を参照いただきたい。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2006/december/iasb/financial-instruments-interest-margin-hedging-education-session/ap9b-fbe-proposal.pdf>

4. 2006 年 12 月の IASB ボード会議では、IMH モデルに関する教育セッションが設けられ、IMH モデルに対して IASB が考えている課題や懸念事項が示された。(2006 年 12 月 IASB ボード会議 AP9 及び AP9C)
5. また、2006 年 12 月の IASB ボード会議では、IAS 第 39 号のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の明確化を行った場合には、IMH モデルを取り入れる必要性に疑問があるとの IASB の見解が示された。この点について、EBF の代表者は、IAS 第 39 号を明確化することがより建設的であり、双方の目的にも合致するという点に同意したとされている。このような状況を踏まえ、IASB は、銀行が直面している適用上の課題を理解し、IAS 第 39 号の明確化が必要かどうかを判断するために、金利ポートフォリオにキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用している銀行と協議を行うとされた。(2006 年 12 月 IASB ボード会議 AP9 及び 2007 年 7 月 IASB Update)
6. 2007 年 10 月の IASB ボード会議では、金利ポートフォリオにキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用している銀行との協議の結果として、明確化の余地がある少数の課題が識別されたものの、銀行が IAS 第 39 号に従って金利ポートフォリオのキャッシュ・フロー・ヘッジ会計を適用することを妨げるものは識別されなかったというスタッフ見解が示された。また、IASB は、識別された課題⁸の明確化について検討すべきであると暫定決定した。(2007 年 10 月 IASB ボード会議 AP9 及び 2007 年 10 月 IASB Update)
7. IASB は、2008 年より IAS 第 39 号の要求事項が複雑で規則主義であったことへの批判を踏まえ、原則ベースで複雑性を低減した金融商品に関する新しい基準書の開発プロジェクトに着手することとした。ここで、プロジェクトの進め方に関して、2009 年 9 月の IASB ボード会議では、ポートフォリオ・ヘッジ会計を一般的なヘッジ会計 (General hedge accounting) と区分し、一般的なヘッジ会計を優先して対処することが暫定決定された。(2009 年 9 月 IASB ボード会議 AP15 及び 2009 年 9 月 IASB Update)
8. その後、2010 年 9 月の IASB ボード会議において、クローズド・ポートフォリオ (すなわち、一般的なヘッジ会計) に関する議論が終わりつつあったことを踏まえ、オープン・ポートフォリオのヘッジ (すなわち、マクロヘッジ) に関する議論が再開されることとなった。IASB が 2014 年 4 月に公表したディスカッション・ペーパー「動的风险管理の会計

⁸ 識別された課題として、次の事項が挙げられている。これらの課題の一部は、ポートフォリオ・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計以外のヘッジ会計にも関連したものであると述べられている。(2007 年 10 月 IASB ボード会議 AP9)

- (1) 有効性テストにおける「仮想デリバティブ」の意味
- (2) 既存のヘッジ関係に適用される文書化及び/又は有効性評価手法の改善
- (3) ヘッジ手段の指定解除が行われた場合に、繰延損益を再分類すべき期間
- (4) サブベンチマーク金利項目の指定

処理:マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ(以下「マクロヘッジ DP」という。)⁹では、上述の議論をもってマクロヘッジの会計処理 (Accounting for macro hedging) プロジェクト (以下「本プロジェクト」という。) が開始したとされている。(2010 年 9 月 IASB ボード会議 AP14 及びマクロヘッジ DP IN8 項)¹⁰。

マクロヘッジ DP の公表に至るまでの議論

9. IASB は、2014 年 4 月にマクロヘッジ DP を公表した。マクロヘッジ DP では、動的にリスク管理されているポートフォリオの正味のオープン・リスク・ポジションにおける管理対象リスク (例:金利リスク) の変動について再評価し、この価値変動を純損益で認識するという、IFRS 第 9 号の公正価値ヘッジ会計モデルに類似したポートフォリオ再評価アプローチ (Portfolio Revaluation Approach) (以下「PRA モデル」という。) が提案された。
10. 本プロジェクトの開始からマクロヘッジ DP の公表までの議論については、主に次の 2 つのフェーズに区分することができる。以降では、それぞれのフェーズにおける議論の概要についてご紹介する。
 - (1) 銀行の動的に金利リスクを管理しているポートフォリオに対して、IAS 第 39 号のポートフォリオ公正価値ヘッジを適用する場合の課題の整理 (以下「ポートフォリオ公正価値ヘッジの適用上の課題の整理」という。)
 - (2) PRA モデルの開発 (対象とするリスクの範囲を含む。)

(ポートフォリオ公正価値ヘッジの適用上の課題の整理)

11. 2010 年 9 月及び 11 月の IASB ボード会議では、銀行の動的に金利リスクを管理しているポートフォリオに対して、IAS 第 39 号のポートフォリオ公正価値ヘッジを適用する場合の課題の再確認が行われた。また、2010 年 11 月の IASB ボード会議では、銀行が動的に金利リスクを管理している主目的 (の 1 つ) が、「正味金利マージン (資金調達による支払利息と投資による受取利息の差額) の安定化」であるというスタッフの分析が示された。
12. 2011 年 4 月の IASB ボード会議では、マクロヘッジに関する基準開発のプロジェクト計

⁹ <https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/20140417.pdf>

¹⁰ IASB は、当初マクロヘッジ会計を IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。) の基準開発の一部として取り扱っていたものの、2012 年 5 月の IASB ボード会議において、ディスカッション・ペーパーに向けてプロジェクトを進めることを暫定決定したことにより、独立したプロジェクトとして取り扱うこととなったとされている。(2012 年 5 月 IASB Update)

画及び検討すべき論点が示された。また、当該 IASB ボード会議では、企業の動的なリスク管理アプローチが金利リスク以外のリスク（例：為替リスク、商品価格リスク）に適用される可能性があることについて言及された。

13. 2011 年 9 月の IASB ボード会議では、銀行の一般的な金利リスク管理と IFRS 会計基準におけるヘッジ会計の要求事項の概念上の差異に関する IASB スタッフの分析が示された¹¹。ここで、概念上の主要な差異として、次のことが示された。（2011 年 9 月 IASB ボード会議 AP9B）

- (1) 銀行の金利リスク管理は、正味金利マージンの安定化（変動性の低減）に焦点が当てられている。一方、IFRS 会計基準におけるヘッジ会計の要求事項は、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動性をヘッジすることに焦点を当てており、正味金利マージンをヘッジ対象リスクとして指定することは認めていない。
- (2) 銀行の金利リスク管理は、正味のオープン・ポートフォリオを会計単位（すなわち、1 つのリスク・ポジション）として取り扱うことに焦点が当てられている。一方、IFRS 会計基準におけるヘッジ会計の要求事項は、基本的に個々の項目に焦点を当てている。

14. また、2011 年 9 月の IASB ボード会議では、動的なリスク管理実務と IFRS 会計基準の概念上の差異に対する会計上の解決策についても議論された。議論の結果、動的なリスク管理実務を考慮した新たなマクロヘッジ会計の構築を進めるとなっているとされている。（2012 年 5 月 IASB ボード会議 AP4 第 6 項及び 2011 年 9 月 IASB ボード会議 AP9C）

(PRA モデルの開発)

公正価値ヘッジ会計モデルに類似したモデルを採用した背景

15. 2011 年 11 月の IASB ボード会議では、前項のリスク管理実務と IFRS 会計基準の要求事項との概念上の差異を踏まえ、マクロヘッジ会計モデルの基本構造として、次のアプローチが示された。

- (1) ヘッジ対象と整合的な発生主義でヘッジ手段を会計処理するアプローチ（以下「発生主義会計コンセプト」という。）

¹¹ 銀行の金利リスク管理についての分析が示されているが、これはマクロヘッジに関する議論の出発点であり、マクロヘッジを金利リスクや特定の業界のニーズに限定することを意図したものではないと述べられている。（2011 年 9 月 IASB ボード会議 AP9 第 5 項）

- (2) ヘッジ手段の測定を相殺するヘッジ対象のリスク・ポジションの価値を評価するアプローチ（以下「評価コンセプト」という。）
16. 前項(1)の発生主義会計コンセプトは、ヘッジ手段（例：デリバティブ）に償却原価会計¹²を適用するか又はヘッジ手段の公正価値変動のすべてを繰り延べることにより、ヘッジ手段から生じる純損益及び純資産（累計純損益及びその他の包括利益を含む。）への影響を、ヘッジ対象となるリスクから生じる損益が相殺される期間に反映するというものである。（2011年11月IASBボード会議AP7A第18項及び第9項）
17. 他方、前々項(2)の評価コンセプトは、ヘッジ対象となるリスク・ポジションを評価し、当該評価額を純損益で認識することにより、ヘッジ手段から生じる損益を相殺するというものである。（2011年11月IASBボード会議AP7A第17項(b)及び第19項）
18. 上述のマクロヘッジ会計モデルの基本構造について、2011年11月のIASBボード会議では、次の理由から評価コンセプトを推奨するというIASBスタッフ提案が示された。この点、IASBメンバーも評価コンセプトを選好し、当該アプローチを基礎として今後の審議を継続することとされた。（2011年11月IASBボード会議AP7第22項から第34項、2011年11月IASB Update 及びマクロヘッジDP第1.24項）
- (1) 発生主義会計コンセプトはAll or nothingという特徴があり、ヘッジ手段がデリバティブである場合、ヘッジ手段として適格な場合にはその全体が発生主義で処理され、適格でない場合にはヘッジ手段をFVPL¹³で処理することとなる。このため、ヘッジ対象となるリスクをヘッジ手段が完全に相殺する関係ではないとしても、ヘッジ対象とヘッジ手段のミスマッチ（非有効部分）が財務諸表に反映されない可能性がある。
- 一方、評価コンセプトでは、完全ではないヘッジ関係が評価要素として反映されるため、リスク管理活動の成果を財務諸表により詳細に表現することができる。
- (2) 金融機関における一般的な金利リスクの管理では、現在価値をベースとした手法を用いて固定金利の金融商品の金利リスクを識別している。
- (3) 評価コンセプトでは、（ヘッジ手段となる）デリバティブをFVPLで会計処理することとなる。これは、IFRSにおける従来からの会計処理方法と整合的である。

¹² ここで使用されている「償却原価」という用語は、（デリバティブに適用されない）IFRS会計基準で定義されているものではなく、発生主義会計の一形態というより広い概念で使用しているとされている。（2011年11月IASBボード会議AP7A脚注5）

¹³ 純損益を通じて公正価値で測定することを意味している。

19. また、2011 年 11 月及び 12 月の IASB ボード会議では、評価コンセプトにおけるヘッジ対象のリスク・ポジションの評価について、次のアプローチに関する IASB スタッフの分析が示された。
- (1) 完全な公正価値測定を要求するアプローチ（以下「全面公正価値アプローチ」という。）
 - (2) ヘッジ対象リスクに帰属する公正価値変動に限定して評価するアプローチ
20. この点、前項(1)の全面公正価値アプローチについては、動的なリスク管理の対象としていないリスク（例：流動性リスク、信用リスク）に起因する公正価値変動を純損益で認識する結果を生じさせ、これにより動的なリスク管理の影響を適切に表現しないといった課題が識別されていた。（2011 年 11 月 IASB ボード会議 AP7A 第 48 項、2011 年 12 月 IASB ボード会議 AP4A 及びマクロヘッジ DP 第 1.26 項）
21. 一方、前々項(2)のヘッジ対象リスクに帰属する公正価値変動に限定して評価するアプローチは、IAS 第 39 号において取り入れられている概念であった。（2011 年 11 月 IASB ボード会議 AP7A 第 49 項）
22. 以上のことから、IASB は、本別紙第 19 項(2)のヘッジ対象リスクに帰属する公正価値変動に限定して評価するアプローチを採用することとし、これにより、企業のリスク・ポジションを識別して管理対象リスクの変動について再評価し、この価値変動を純損益で認識するという、IFRS 第 9 号の公正価値ヘッジ会計モデルに類似した PRA モデルの開発が進められたとされている。（マクロヘッジ DP 第 1.28 項）

対象とするリスクの範囲

23. 本プロジェクトの対象とするリスクの範囲に関して、IASB は、2012 年 12 月まで主に銀行の金利リスク管理に焦点を当てて議論を行っていた。
24. この点について、2011 年 9 月の IASB ボード会議において、IASB はさまざまな種類のリスクに対応できるマクロヘッジ活動のための会計モデルを開発する方針であると議論されていた。また、本別紙第 12 項のとおり、2011 年 4 月の IASB ボード会議において、企業の動的なリスク管理アプローチが金利リスク以外のリスクに適用される可能性があることについて言及されていた。
25. 前項の状況を踏まえ、2012 年 12 月の IASB ボード会議では、これまでに議論されてきたマクロヘッジ会計モデルを金利リスク以外のリスクに適用できるかどうかについての議論が行われた。当該 IASB ボード会議では、アウトリーチ活動を通じて、一部の事業会社

において為替リスクと商品価格リスクに関するマクロヘッジ活動が行われていることを把握しているものの、議論されてきたマクロヘッジ会計モデルを金利リスク以外のリスクに適用できるかどうかを分析するためには追加的なアウトリーチが必要であると認識された。(2012年12月IASBボード会議AP4及び2012年12月IASB Update)

26. 前項の議論を踏まえ、マクロヘッジDPでは、金利リスク以外のリスク（為替リスク及び商品価格リスク）へのPRAモデルの適用に関する質問が設けられていた。(マクロヘッジDP設例25)

マクロヘッジDPに対するフィードバックを踏まえた議論 – DRM コアモデルの開発及びアウトリーチの実施

(マクロヘッジDPに対するフィードバックの概要)

27. 2015年2月及び3月のIASBボード会議では、マクロヘッジDPに対するフィードバックが紹介され、多くの回答者が本プロジェクトの必要性を支持した一方、マクロヘッジDPで提案されたPRAモデルについては懸念が示されたとされている。フィードバックの主な内容は、次のとおりである。(2015年2月IASBボード会議AP4から4C、2015年3月IASBボード会議AP4及び第116回金融商品専門委員会(2015年7月3日開催)資料(1))

- (1) PRAモデルの適用範囲に関して、動的に管理されているエクスポージャーのすべてにPRAモデルを適用する(エクスポージャーのすべてを再評価する)場合、ヘッジしていないリスク・エクスポージャーについても再評価することとなり、純損益のボラティリティ(変動性の増大)につながる懸念がある。
- (2) 提案されたエクスポージャーの「再評価」という考え方は、必ずしもあらゆる状況における動的リスク管理を反映するものではなく、限界がある。例えば、金利リスクがキャッシュ・フローの変動性に関して管理されている場合には、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計モデルの方が動的リスク管理活動をよりよく反映すると考えられる。
- (3) 行動予測特性(behaviouralisation)とコア要求払預金に関して、ほとんどの回答者から、コア要求払預金の行動予測特性をPRAモデルに組み込むべきであると強い支持が示された。一方、収益操作の可能性などの懸念も示された。
- (4) 金利リスク以外のリスクへの適用に関して、多くの回答者からは、金利リスクと同時に為替リスクの動的リスク管理にもPRAモデルを適用することを認めるべきとのコメントが寄せられた。また、公益事業(utility)やエネルギーセクターなど、特定の非金融機関が商品価格リスクに対して行うリスク管理活動は、銀行における動的リスク管理に類似しているとのコメントも寄せられた。

(本プロジェクトの今後の進め方についての議論)

28. 2015 年 5 月の IASB ボード会議では、マクロヘッジ DP に対するフィードバックを踏まえたプロジェクト計画に関する議論が行われた。当該 IASB ボード会議では、本プロジェクトの目的に関して、作成者と利用者との間に著しい認識の相違があることが認識されたとされている。具体的には、次のとおりである。(2015 年 5 月 IASB ボード会議 AP4 第 11 項から第 20 項及び第 116 回金融商品専門委員会 (2015 年 7 月 3 日開催) 資料(1))

(1) 作成者の認識するプロジェクトの目的

- ① 作成者は、プロジェクトが会計上のミスマッチから生じる純損益のボラティリティを管理することを目的とするヘッジ会計の適用における現状の困難性に対処すべきと考えていた。
- ② 上述①の結果として、財務諸表において動的风险管理を表現するよりもむしろ、会計上のミスマッチの削減に主として焦点を当てるべきと考えていた。

(2) 利用者の認識するプロジェクトの目的

- ① 利用者は、マクロヘッジ DP で提案された PRA モデルの概念を支持した。利用者は利益の源泉（顧客マージンやリスクをオープンにしたポジションをとったことによる結果など）ごとの正味金利収益（正味金利マージン）の分析に関心があり、マクロヘッジ DP の提案は動的なリスク管理活動と財務報告の整合性を高めるものと考えていた。
- ② 上述①の結果として、動的に管理されているエクスポージャーのすべてに PRA モデルを適用することを支持する者がいた。当該支持者は、ヘッジされたポジションのみではなく、ヘッジされていないポジションにも関心があった。

29. 前項の分析を踏まえ、2015 年 5 月の IASB ボード会議では、個別論点の検討を行うのに先立ち、本プロジェクトの全体的な趣旨又は目的や利害関係者の間に存在する動的风险管理活動に関する多様な情報ニーズを把握する必要があるとの IASB スタッフの見解が示された。(2015 年 5 月 IASB ボード会議 AP4 第 46 項)

30. また、金利リスク以外のリスクへの適用に関して、2015 年 5 月の IASB ボード会議では、マクロヘッジ DP に対するフィードバックを分析した結果、概ね IFRS 第 9 号における現行のヘッジ会計の要求事項で十分であるというコメントであったことを踏まえて、金利リスクの検討を優先させ、他のリスクの検討は本プロジェクトの後の段階 (later stage) で行うことが提案された。(2015 年 5 月 IASB ボード会議 AP4 第 30 項から 32 項及び第 47

項)

31. 以上の分析を踏まえ、2015 年 5 月の IASB ボード会議において、次の事項が暫定決定された¹⁴。(2015 年 5 月 IASB Update)

(1) まず、開示を通じて動的リスク管理活動に関する関係者の情報ニーズにどのように対処することが可能なのかを検討した上で、認識及び測定を通じて対処する必要がある領域を検討する¹⁵。

(2) 金利リスクの検討を優先させ、他のリスクの検討は本プロジェクトの後の段階で行う¹⁶。

(動的リスク管理に関する新たな会計モデル（以下「DRM モデル」という。）の開発)

基礎とするアプローチ

32. 2017 年 11 月の IASB ボード会議では、これまでの審議やリサーチ活動によって得られた情報を踏まえ、DRM モデルのアプローチについて改めて議論が行われた。当該 IASB ボード会議では、IFRS 会計基準における既存のヘッジ会計を踏まえ、次のアプローチが示された。

(1) キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の仕組みを基礎とするアプローチ

(2) 公正価値ヘッジ会計の仕組みを基礎とするアプローチ

33. 前項のアプローチについて、IASB スタッフからは、次の理由により前項(1)のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の仕組みを基礎とするアプローチを採用することが提案された。審議の結果、IASB は、前項(1)のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の仕組みを基礎とするアプローチに基づき DRM モデルの更なる開発に焦点を当てるべきであると暫定決定した。

(1) 金利リスクの動的リスク管理は、本質的に市場要因の変化が正味金利マージン（す

¹⁴ 2015 年 5 月の IASB ボード会議では、本プロジェクトの後の段階で専門家諮問パネル (Expert Advisory Panel) を設置することが暫定決定されていた。この点、2022 年 5 月の IASB ボード会議において、専門家諮問グループ (パネル) は設置せず、既存の諮問機関 (Advisory bodies) を活用することとされた。(2022 年 5 月 IASB Update)

¹⁵ 2015 年 5 月 IASB ボード会議 AP4 において、IASB スタッフは開示のみのプロジェクトとすることを提案しているのではないということが強調されている。

¹⁶ 2024 年 10 月 IASB ボード会議 AP4B において、銀行以外の主体又は金利改定リスク以外への適用可能性については後の段階 (later stage) で検討すると示されたものの (2024 年 10 月 IASB ボード会議 AP4B 第 11 項及び第 58 項)、本公開草案の公表までの期間に審議は行われていない。また、保険会社が直面する具体的な課題への対応については、公開草案へのフィードバックを踏まえ、次のフェーズで評価する方針が示されている (2024 年 10 月 IASB ボード会議 AP4B 第 13 項、第 14 項及び第 44 項から第 49 項)。

なわち、金利収益（キャッシュ・イン・フロー）及び金利費用（キャッシュ・アウト・フロー）にどのような影響を及ぼし、いつ影響するかを把握し、管理するプロセスである。このため、市場要因による正味金利マージンの影響（変動性）を軽減するために、金利収益と金利費用の金利改定日（repricing date）を合わせることは金融機関における一般的なアプローチである。上述した企業における金利リスクの管理方法を考慮すると、キャッシュ・フロー・ヘッジの仕組みを活用したモデルの方が、概念的により整合性が高いと考える。（2015 年 5 月 IASB ボード会議 AP4 第 7 項、第 8 項及び第 37 項）

- (2) マクロヘッジ DP に対するフィードバックにおいて、銀行は、通常金利リスクを公正価値ベースではなくキャッシュ・フロー・ベースで管理しているとのコメントが寄せられていた。（2015 年 5 月 IASB ボード会議 AP4 第 37 項）
- (3) 動的リスク管理の対象となる資産ポートフォリオ（資産プロファイル）¹⁷には、可能性の非常に高い予定取引が含まれている。公正価値ヘッジ会計の仕組みを基礎とするアプローチを採用する場合、当該予定取引の公正価値変動を資産又は負債として認識することとなる。これは、既存の IFRS 会計基準において、予定取引を公正価値ヘッジのヘッジ対象に含めないこととした過去の議論で提起されことと同様の懸念を生じさせることとなる¹⁸。（2015 年 5 月 IASB ボード会議 AP4 第 42 項及び第 44 項）
- (4) キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の仕組みを基礎とするアプローチを採用する場合、低価テスト（lower of test）の方法やその他の包括利益（以下「OCI」という。）でのヘッジ剰余金の繰延及びリサイクリングに関するガイダンスといった論点が生じるものの、これらの論点は、IFRS 会計基準のなかで考え得る概念及び原則を利用して対処可能と考えられる。（2015 年 5 月 IASB ボード会議 AP4 第 39 項、第 40 項及び第 45 項）

DRM モデルの開発に関する今後の進め方

- 34. 2017 年 12 月の IASB ボード会議では、DRM モデルの開発を 2 段階に分けて進めることが決定された。第 1 段階では、最も重要な課題に対する中核モデル（以下「DRM コアモデ

¹⁷ 2017 年 11 月 IASB ボード会議 AP4 では、償却原価で測定されるすべての金融資産及び将来償却原価で測定される資産となる可能性が非常に高い将来取引で構成されるとされていた。（2015 年 5 月 IASB ボード会議 AP4 第 21 項(a)）

¹⁸ IAS 第 39 号 BC148 項において、「当審議会はまだ、予定取引のヘッジを公正価値ヘッジとして扱うことは次の理由から適切ではないことに注目した。(a)企業が契約の当事者となる以前に資産と負債を認識することになること、(b)フレームワークの資産及び負債の定義を満たさない金額が貸借対照表に認識されることになること、そして(c)公正価値について何のリスクもない取引が公正価値のリスクがあるかのように取り扱われること。」と述べられている。

ル」という。)を開発し、DRM コアモデルについてのフィードバックを求めることとされた。第 2 段階では、中核ではない論点¹⁹を最後のステップとして取り組むこととされた。(2017 年 12 月 IASB ボード会議 AP4 及び 2017 年 12 月 IASB Update)

35. 上述の決定を受け、IASB は 2018 年 2 月から 2019 年 7 月にかけて DRM コアモデルの開発に関する審議が行われた。その後、2019 年 10 月の IASB ボード会議において、2020 年 1 月より開発された DRM コアモデルのアウトリーチを実施することが示された(2019 年 10 月 IASB ボード会議資料 AP4)。

DRM コアモデルのアウトリーチを踏まえた議論 – リスク軽減会計の開発及び公表

(DRM コアモデルに対するフィードバックの概要)

36. 2021 年 4 月の IASB ボード会議では、アウトリーチ参加者²⁰から寄せられたフィードバックの概要が示された。アウトリーチでは、DRM コアモデルを支持するコメントのほかに、DRM コアモデルの改善点に関するコメントが寄せられたとされている。DRM コアモデルの改善点として識別された主要な領域は、次のとおりである。(2021 年 4 月 IASB ボード会議 AP4A 第 29 項から 32 項)

- (1) リスク限度と目標プロファイル(目標となる正味のオープン・リスク・ポジション)の相互作用

銀行の動的な金利リスク管理戦略において、目標プロファイルはリスク限度ベース(risk limit basis)で管理されており、DRM コアモデルの提案のように単一の結果(single outcome)ではない。このため、リスク管理戦略との整合性を高める観点から、リスク限度の概念を取り入れるべきとのコメントが、すべての参加者から寄せられた。

- (2) 期限前償還可能な資産の一定割合の指定

¹⁹ 2017 年 12 月 IASB ボード会議 AP4 では、中核ではない論点に分類することが考えられる論点として、次の事項が示されていた。(2017 年 12 月 IASB ボード会議 AP4 第 8 項)

- (1) OCI を通じて公正価値で測定する金融資産(以下「FVOCI 金融資産」という。)
(2) 動的リスク管理に用いられる金利スワップ以外のデリバティブ(オプション等)
(3) 資金調達源泉としての資本の取扱い

²⁰ アウトリーチは、動的リスク管理戦略を用いて金利リスクを管理している 28 の銀行に対して実施したとされている。また、対象の選定にあたっては、地域や経済環境が異なる多様な銀行を抽出したとされている。ここで、アウトリーチ参加者を銀行に限定した理由について、これまでの審議及び関係者からのフィードバックを通じて、動的リスク管理戦略を用いて金利リスクを管理している企業の大部分は銀行であり、現行のマクロヘッジ会計モデルの適用において直面する実務上の課題に関するフィードバックの主な提供元も銀行であったためとされている。(2021 年 4 月 IASB ボード会議 AP4 第 8 項から第 10 項)

DRM コアモデルでは、ポートフォリオの一定割合 (proportion) のヘッジ指定を認める暫定決定がなされているが、期限前償還可能な資産の名目金額の層 (例: ボトム・レイヤー) のヘッジ指定を認めることを提案するコメントが、ほとんどのアウトリーチ参加者から寄せられた。

(3) デリバティブの公正価値変動の OCI での認識

DRM コアモデルでは、ヘッジが成功した場合にデリバティブの公正価値変動を OCI で認識することが暫定決定されている。この点に関して、すべてのアウトリーチ参加者から、規制上の資本への潜在的な影響や当該資本の変動性を懸念するコメントが寄せられた。また、一部のアウトリーチ参加者からは、IFRS 財務諸表で報告される資本の変動性を懸念するコメントが寄せられた。

(フィードバックで識別された論点への対応)

リスク限度と目標プロファイルの相互作用に関する論点 (本別紙第 36 項(1)) への対応

37. 本論点は、リスク管理戦略との整合性を高める観点からリスク限度の概念を取り入れるべきとの意見に対応するものであり、2021 年 9 月及び 11 月の IASB ボード会議において審議が行われた。
38. 2021 年 11 月の IASB ボード会議では、DRM コアモデルにおける目標プロファイルには、リスク管理戦略 (企業が管理したいリスク・エクスポージャー) ²¹とリスク管理目的 (企業がどの程度までリスクを軽減したいか) ²²の両方の役割が含まれていたことから、目標プロファイルがリスク管理戦略の要素のみを表すように定義を見直すことが IASB スタッフより提案された。また、リスク管理目的を表す新たな要素として、「リスク軽減の意図 (本公開草案では「リスク軽減目的」に名称変更されている。以下「リスク軽減目的」という。)」の要素を導入することも提案された。(2021 年 11 月 IASB ボード会議 AP4A 第 4 項及び第 10 項から第 26 項)
39. 前項の IASB スタッフの提案を踏まえ、2021 年 11 月の IASB ボード会議では、リスク限度と目標プロファイルの相互作用に関して、次のことが暫定決定された。これにより、IASB は、リスク限度に関する論点は解決されたと整理している。(2021 年 11 月 IASB ボード会

²¹ IFRS 第 9 号 B6.5.24 項において、リスク管理戦略 (risk management strategy) は、「企業がリスクをどのように管理するかを決定する最高レベルで設定される。リスク管理戦略は、通常、企業が晒されているリスクを特定し、企業がそれに対してどのように対応するかを示す。」とされている。

²² IFRS 第 9 号 B6.5.24 項において、リスク管理目的 (risk management objective) は、「特定のヘッジ関係のレベルで適用される。これは、指定した特定のヘッジ手段を、ヘッジ対象に指定した特定のエクスポージャーをヘッジするためにどのように使用するのかに関するものである」とされている。

議 AP4A 第 4 項、2021 年 11 月 IASB Update 及び 2022 年 5 月 IASB ボード会議 AP4B 第 11 項)

- (1) 目標プロファイルの定義を改訂して、現在の正味オープン・リスク・ポジション（本公開草案では「正味金利改定リスク・エクスポージャー」に名称変更されている。以下「正味金利改定リスク・エクスポージャー」という。）が企業のリスク管理戦略と整合的でありつつ変動することのできる範囲（リスク限度）とする。
- (2) DRM モデルにリスク軽減目的の要素を導入する。これは企業がデリバティブを使用して軽減することを意図するリスクの程度を表す。
- (3) ベンチマーク・デリバティブの構築についての要求事項を改訂して、ベンチマーク・デリバティブがリスク軽減目的を表すようにする。

期限前償還可能な資産の一定割合の指定に関する論点（本別紙第 36 項(2)）への対応

40. 本論点は、期限前償還可能な資産の名目金額の層（例：ボトム・レイヤー）のヘッジ指定を認めることを求める意見に対応するものであり、2021 年 11 月の IASB ボード会議において審議が行われた。
41. この点、IASB は、正味金利改定リスク・エクスポージャーとリスク軽減目的の要素を導入するという DRM コアモデルの改良によって、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーのうち、どこまでをヘッジするかを表現できることとなることから、期限前償還可能な資産のポートフォリオの一部分を指定することを認めるための DRM コアモデルの追加的な精緻化は行わないことを暫定決定した。（2021 年 11 月 IASB ボード会議 AP4B 第 17 項から 23 項及び 2021 年 11 月 IASB Update）

デリバティブの公正価値変動の OCI での認識に関する論点（本別紙第 36 項(3)）への対応

42. 本論点は、動的リスク管理のために使用されているデリバティブの公正価値変動を OCI で認識することによる規制上の資本（regulatory capital）及び IFRS 財務諸表で報告される資本（equity）への影響並びに変動性に関する懸念に対応するものであり、2022 年 2 月及び 5 月の IASB ボード会議において審議が行われた。
43. 2022 年 2 月及び 5 月の IASB ボード会議では、金利リスクの動的リスク管理の目的の再整理が行われた上で、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を基礎とする DRM コアモデルの課題及び代替アプローチに関する IASB スタッフの分析及び見解が示された。
44. まず、金利リスクの動的リスク管理について、本別紙第 33 項(1)のとおり、IASB は、正味金利マージンの変動性を管理するプロセスであると考えていた。しかし、金利変動に

- 対して動的リスク管理を適用する企業（銀行）のリスク管理活動（経済的ヘッジ活動）を踏まえると、当該活動は、デリバティブを用いて金利改定リスクを軽減し（金利リスク・エクスポージャーを外部の取引相手に移転し）、基礎となるポートフォリオの満期にわたる経済価値（EVE）²³及び/又は純金利収益（NII）を保護（すなわち、ヘッジ）することを目的としたものであると考えられた。（2022 年 2 月 IASB ボード会議 AP4A 第 10 項(a)及び第 23 項から第 25 項）
45. また、経済価値の変動と純金利収益の変動のいずれか又は両方を管理しているかどうかは企業によって異なるものの、どのような方法を採用しているかにかかわらず、企業は、デリバティブを用いてキャッシュ・フロー及び現在価値の両面で、純金利収益の変動性を排除又は低減させていると考えられた²⁴。（2022 年 2 月 IASB ボード会議 AP4A 第 36 項）
46. 前項及び前々項の分析を踏まえ、金利リスクの動的リスク管理は、「(1) 正味金利マージンの安定化（キャッシュ・フローの変動性の低減）」だけではなく、「(2) 基礎ポートフォリオに含まれる資産、負債及び将来の取引の公正価値変動のヘッジ（経済価値の変動性の低減）」も目的としたものであると再整理された。（2022 年 5 月 IASB ボード会議 AP4A 第 9 項）
47. アウトリーチで提案された DRM コアモデルは、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の仕組みを基礎とし、ヘッジ手段（デリバティブ）の公正価値変動を OCI で認識する（繰り延べる）モデルであった。この点、OCI は企業の財務業績（financial performance）に関する情報のみを提供し、財政状態（financial position）に関する情報を提供するものではないことから、動的リスク管理による経済価値の変動性の低減という財政状態への影響を表現できず、また動的リスク管理の経済現象を忠実に表現しない形で資本（equity）に影響を与えることになるという欠点が生じた。（2022 年 5 月 IASB ボード会議 AP4A 第 23 項から第 27 項）
48. 前項の欠点を踏まえ、2022 年 5 月の IASB ボード会議では、IASB スタッフより本公開草案で提案されているモデルの基礎となる次の代替アプローチが提案された。（2022 年 5 月

²³ 経済価値とは、金利変動に起因する企業の資産、負債及び将来の取引の正味現在価値（Net present value）を意味し、銀行の金利リスク・エクスポージャーの程度を評価するために使用される長期的な経済指標（economic measure）であるとされている。（2022 年 2 月 IASB ボード会議 AP4 第 25 項）

²⁴ FVOCI 金融資産の取扱いについては、中核ではない論点として 2023 年 2 月の IASB ボード会議において審議が行われている。このため、当該分析においては、償却原価で測定される金融資産及び金融負債を想定していたと考えられる。ここで、本公開草案では、企業のリスク戦略が FVOCI 金融資産の公正価値の変動性を軽減するような場合であり、当該 FVOCI 金融資産を正味金利改定リスク・エクスポージャーに含めている場合には、IFRS 第 9 号の一般的なヘッジ会計を適用した上で、ヘッジ対象エクスポージャー（指定されたヘッジ対象とヘッジ手段の組み合わせた効果）を基礎ポートフォリオに含めるという設例が生じている。（本公開草案の設例 22）

IASB ボード会議 AP4A 第 5 項、第 41 項から第 49 項及び 2022 年 5 月 IASB Update)

- (1) 指定したデリバティブを財政状態計算書において公正価値で測定する。
- (2) DRM 調整（本公開草案では「リスク軽減調整額」に名称変更されている。以下「リスク軽減調整額」という。）を財政状態計算書（資産又は負債）において次のいずれか低い方（絶対額で）として認識する。
 - ① DRM モデルの開始時からの指定デリバティブに係る利得又は損失の累計額
 - ② DRM モデルの開始時からの価格改定リスクに起因するリスク軽減目的の公正価値の変動累計額（ベンチマーク・デリバティブを代用として使用して計算される）
- (3) 上記(1)に従って計算した指定デリバティブからの正味の利得又は損失及び上記(2)に従って計算したリスク軽減調整額を純損益計算書に認識する。

49. ここで、リスク軽減調整額を資産又は負債で認識することについて、2022 年 5 月の IASB ボード会議において、当該取扱いは概念フレームワークにおける資産又は負債の定義と整合性しないことに言及されている。この点について、2022 年 5 月の IASB ボード会議資料では、「資産又は負債の定義に関する概念フレームワークからの離脱は、銀行業務において最も重要かつ基本的な側面の一つである企業の動的なリスク管理について、DRM モデルの仕組みが財務諸表利用者に有用な情報を提供することを確実にするために正当化される可能性がある」との IASB スタッフ見解が示された。(2022 年 5 月 IASB ボード会議 AP4A 第 50 項から第 55 項)

50. 上述の内容を踏まえ、2022 年 5 月の IASB ボード会議では、DRM モデルの仕組みを本別紙第 48 項に示したアプローチに変更することが暫定決定された。(2022 年 5 月 IASB Update)

(プロジェクトの方向性の決定及び本公開草案の公表)

51. 2022 年 5 月の IASB ボード会議では、これまでの議論についての整理が示された上で、本プロジェクトを基準設定プロジェクトに追加することが決定された。

52. その後、2022 年 7 月から 2024 年 10 月にわたる IASB ボード会議において、アウトリーチで識別された課題に対応するために見直された DRM コアモデルを踏まえて、中核ではない論点（例：FVOCI 金融資産の取扱い）を含む個別の論点についての検討が行われ、2025 年 12 月 3 日に本公開草案が公表された。また、本公開草案の公表にあたり、DRM モデルの名称はリスク軽減会計に変更されている。

